

令和 7 ・ 8 年度

競争入札参加資格審査申請（追加認定）の手引き
（測量・建設コンサルタント等業務）

【注意事項】

- ・ この手引きは、令和 7 年 3 月 2 1 日付け東広島市告示第 5 9 号に基づくものです。
- ・ 令和 5 ・ 6 年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので注意してください（変更点は赤字で表記しています。）。

東広島市

目次

1	はじめに	1
2	申請資格について	1
3	申請の区分	2
4	申請業種について	2
5	申請方法	3
6	申請の受付期間等	4
7	受付時間及び受付場所	4
8	資格の通知等	4
9	資格の有効期間	5
10	様式の記入における注意事項	5
11	変更届	5
12	その他	5
13	提出書類	6

1 はじめに

1 手引きについて

東広島市が令和 7・8 年度に発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、この手引き及び「広島県電子自治体推進協議会 測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請の手引き」に従って申請してください。

2 申請方法について

申請は電子申請によることとします。

なお、電子申請とは、広島県及び県内市・町が運用する「資格審査受付システム」を利用し、インターネットを経由した申請をいいます。

3 資格審査受付システムについて

「資格審査受付システム」を使用するには、事前準備（電子入札等システム利用開始申請、ＩＣカードや端末等の準備）が必要です。

事前準備には概ね 2～3 週間の期間が必要ですので、注意してください。

システムの利用方法等については、以下のホームページ等をご覧ください。

広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

電子入札等トップページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

事前準備の概要

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html>

入札参加資格

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

東広島市契約課のページ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/2/index.html>

2 申請資格について

次の各号に該当する者は、資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていない者

※ 「建築一般」部門以外を希望業種とする場合は、建築士法による登録を受けていなくても資格審査の申請はできますが、本市の一般競争入札においては、入札参加

資格要件で建築士法による登録を求めることがあります。

- (4) 「不動産の鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152条）第22条の規定による登録を受けていない者
- (5) 申請を希望する業務分野について、直前2年の事業年度における年間平均実績高がない者
- (6) 申請時において市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (7) 資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者（ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は東広島市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (9) 申請をしようとする希望業務の部門について、申請日時点において、既に令和7・8年度の入札参加資格の認定を受けている者
- (10) 申請しようとする希望業務の部門について、令和7・8年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者（許可の失効等により当該業務の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。）

3 申請の区分

申請区分は、次の3つです。

- (1) **新規** 令和5・6年度入札参加資格を有していない者の申請
- (2) **更新** 令和5・6年度入札参加資格を有している者の申請
- (3) **追加** 既に令和7・8年度入札参加資格を有している者で、業種の追加を希望する者の申請

4 申請業種について

1 申請業種の区分

資格審査を希望する業種は、次の5区分から、それぞれの業種を任意に選択して申請することができます。これら以外の業務については、申請方法、申請様式等が異なりますので、物品調達等及び委託役務に係る申請の手引きを確認してください。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 土木関係建設コンサルタント業務

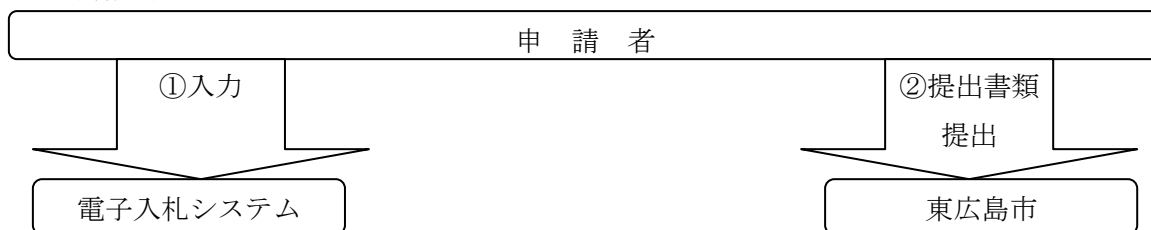
2 注意事項

- (1) 「測量」分野を希望業務とする者で契約締結等の権限を委任する者にあつては、受任営業所についても測量法に基づく登録を受けていることが必要です。
- (2) 東広島市においては、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務に該当しない工事資料等の整理、埋蔵文化財発掘調査支援業務等をその他業務として申請を受け付けることはできません。

なお、「不動産鑑定」部門及び「登記手続等」部門については、補償関係コンサルタント業務として申請を受け付けます。

5 申請方法等

1 申請方法



- ① 広島県電子入札等システムの「資格審査受付システム」により「6 申請の受付期間等」に定める受付期間内に申請をしてください。

申請方法は広島県の調達情報ホームページをご覧ください。

- ② 「13 提出書類」の表掲げる書類を、「6 申請の受付期間等」に定める受付期間内に、持参、郵便又は信書便により東広島市総務部契約課工事契約係（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）へ提出してください。

なお、提出書類を提出する際、封筒に「電子資格申請提出書類在中」と朱書してください。指定する方法以外で提出した場合には、資格の認定ができないことがあります。

2 申請様式について

提出書類の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができます。

3 注意事項

- (1) 提出書類の様式は必ず指定様式に入力、印刷して押印が必要なものは押印してください。
- (2) 書面申請は廃止しております。

6 申請の受付期間等

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）まで

※ 各月 1 5 日（各月の 1 5 日が閉庁日の場合は、その翌開庁日）までに電子申請及び「13 提出書類」の表に掲げる書類の提出の両方が完了しているものを翌々月 1 日に認定します。

初回のみ令和 7 年 4 月 1 日（火）から 5 月 1 5 日（木）までの受付分を令和 7 年 7 月 1 日認定とし、それ以降は令和 8 年 1 1 月までの各月 1 日（計 1 7 回）に認定します。

認定の可否、提出書類に係る個別の問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

※ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

※ 期日（令和 8 年 9 月 1 5 日）までに書類が到達しない場合は、申請全体が無効となりますので注意してください。

7 受付時間及び受付場所

1 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

2 受付（到達）場所

東広島市総務部契約課（〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 2 9 号）

3 仮受付及び受付票

申請書類等は、内容の不備不足にかかわらず、一旦仮受付します。

持参により提出する者には、仮受付票に仮受付印を押印し返却します。

郵便又は信書便で提出される場合、仮受付票の発行を希望する者のみ、返信用封筒により郵送します。

4 注意事項

仮受付後、不備不足が見つかった場合、是正期間を設定し、再提出を求めることがあります。是正期間内には是正が行われない場合は、不認定又は無効となります。

なお、提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等においては、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

8 資格の通知等

1 資格の通知

資格を認定したときは、申請者に通知をします。

2 認定の取消

入札参加資格を認定した後において、資格審査の申請について重要な事項に関し虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合その他不正な手段により認定を受けた場合は、当該認定を取り消します。この場合において、入札参加資格の認定の取り消しを受けた者は、令和 7 年度及び令和 8 年度において再び入札参加

資格の認定を受けることはできません。

9 資格の有効期間

この資格が認定された日から令和9年3月31日までとします。

ただし、令和9年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

10 様式の記入における注意事項

様式への記入にあたっては、以下の各号に従って入力してください。

1 データの入力

(1) 数値の入力は基本的に半角です。

(2) 各様式の記載事項に従い記入してください。

(3) 定めのあるものを除いて、提出する日を基準日としてください。

(4) 枠内に入りきらない等、入力したものが正常に印刷できない部分は、印刷した様式に手書きで記入してください。行間を広げたり、セルを結合したりしないでください。

11 変更届

1 申請の区分が「追加」の方

申請後に変更事項が生じた場合には、速やかに、競争入札参加資格審査申請書変更届（以下「変更届」という。）を提出してください。

2 申請の区分が「新規」又は「更新」の方

申請後に変更事項が生じた場合には、令和7・8年度入札参加資格認定後に変更届を提出してください。

ただし、申請後の認定作業中は、申請時の情報を修正することはできませんので、認定後に変更届の内容をデータ入力します。したがって、申請後の変更届の内容は、認定時の入札参加資格者名簿に反映できませんので、ご了承ください。

12 その他

入札参加資格申請に関する問い合わせ先は次のとおりです。

東広島市 総務部契約課 工事契約係 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 TEL：(082) 420-0930 FAX：(082) 431-0077
--

システムの操作方法等に関する問い合わせ先は次のとおりです。

電子入札等システム・ヘルプデスク TEL：0570-55-0215

13 提出書類

様式第13号

※ 新規・更新・追加【 】

競争入札参加資格審査申請書類確認票（測量・建設コンサルタント等業務）

商号又は名称

注意事項

- は、提出を要する書類を示す。△は、該当者のみ提出を要する書類を示す。
- この確認票は、東広島市に提出する書類について確認するものです。申請者は確認欄にチェックをしてください。
- 提出はA4版とし、次に掲げる項目の順番に整理し一番上にこの確認表を添付してください。 ※1

必要書類	新規・更新	追加	申請者 確認欄	市確認欄		
1 送信完了兼受付票 電子申請の最後の送信完了画面において印刷したもの	○	○				
2 電子資格申請補足記載事項調書（様式第1号） 印刷したものを提出すること	○	○				
3 登録証明書等の写し 測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書又は司法書士登録証明書の写し 法令等の登録等の有無に記入したものの提出すること 申請日前3か月以内に発行されたもの	△	△				
4 測量業者登録申請書の別紙の写し（測量法施行規則別表第11） 「測量」分野を希望業務とする者で、契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること 測量法第55条の2第2号に規定する営業所であることが確認できるもの（新設の営業所の場合は、測量業者変更登録申請書（営業所の新設）の写し（測量法施行規則別表第14）及び当該申請書に係る変更登録通知の写し）を提出すること。	△	△				
5 現況報告書（副本）の写し 建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書 それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であつて、法令等の登録等の有無に記入したものの提出すること	△	△				
6 希望業務実績調書（様式第3号又は広島県様式） ※2 業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント）ごとに作成すること	○	○				
7 東広島市税納税証明書（滞納のない証明書）（原本） 東広島市に納税義務を有する者のみ提出すること 申請日前3か月以内に発行されたもの	△					
8 消費税及び地方消費税の納税証明書（複写可） 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号 その3、その3の2、その3の3による納税証明書 申請日前3か月以内に発行されたもの ※電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものも可とする。	○					
9 委任状（様式第4号） 契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること	△					
10 営業所等所在調書（様式第9号） 東広島市内に営業所等を有する者で、契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること	△					
11 法人…直前1年の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 個人…直前1年の事業年度の貸借対照表、損益計算書 ※3 「5」の現況報告書（副本）の写しの提出があれば、省略可とする。	○					
12 法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）（複写可） 個人…身分証明書等（複写可）…本籍地市町村で発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	○					
13 印鑑証明書（複写可） 申請日前3か月以内に発行されたもの	○					
14 使用印鑑届（様式第5号） 実印を使用印とする者も実印を押して提出すること	○					
15 同意書（法人又は個人事業主のもの）（様式第6号） 東広島市に納税義務を有しない者であっても提出すること	○					
16 認定書送付用返信用封筒 長形3号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの	○	○				
17 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下、「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等の加入義務のない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く） ※4	○					
18 申出書（様式第10号） 社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出すること	△					
19 仮受付票（様式第11号） ※5 申請書類等を持参で提出する者及び郵便又は信書便の場合で、発行を希望する者のみ提出すること	△	△				
20 仮受付票返信用封筒 ※5 長形3号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの	△	△				

※1 ひもで綴じて提出してください（返信用封筒は綴じないでください）。

※2 広島県の様式を提出しても可とする。

※3 直前1年の事業年度の財務諸表の調整が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。

※4 具体的な書類は以下のとおりです。

・健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

・雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量・建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

※5 認定通知書送付用とは別に仮受付票用の返信用封筒が必要となります。郵便又は信書便の場合、返信用封筒の提出がないものは発行を行いません。